# 県内水道経営検討委員会提言骨子(案) これからの千葉県内水道について

# はじめに

## 統合・広域化の基本的な考え方

- 1 県と市町村の役割
- 2 水道料金・受水料金
- 3 県営水道
- 4 統合・広域化の進め方

## 県内水道の統合・広域化の手順

- 1 短期(~5年後)
- (1)用水供給事業体の水平統合
  - ア 基本的な統合の方向
  - イ 統合の条件
- (2)県営水道に並存する事業体の統合
  - ア 基本的な統合の方向
  - イ 統合の条件
- 2 中期
- 3 長期(~20年後)

おわりに

## 県内水道経営検討委員会提言骨子(案) これからの千葉県内水道について

### はじめに

・ 水道を取り巻く環境が変化している中で、水道事業体の経営基盤を強化し、高い技術力、 経営力、財務力を有する事業体をつくり上げることにより、これまでに達成してきた水道の 水準を次世代に確保し続け、さらに21世紀に求められるより高いサービス水準の水道を 実現していくことが重要。

なお、高いサービス水準とは、例えば

東京に負けない高水準の施設と水質の確保 全県的に

利用者が主役 おいしい水の供給 高度浄水処理の導入による「おいしい水」の供給 地域格差のない水道の実現 特に施設面

・ 中間報告では、県内の水道が抱える課題・現行組織の問題点を明らかにするとともに、 目指すべき方向を示した。

### [県内水道の課題]

- 1 水質の向上
- 2 災害対策等の充実
- 3 合理的な施設の整備・更新
- 4 経営健全化の促進
- 5 技術の確保

### 〔現行組織の問題点〕

- 1 末端水道事業の規模
- 2 県・市町村の役割の明確化
- 3 経営努力の発揮
- 4 経営環境の地域差
- ・ さらに、中間報告では、県内水道の課題、現行組織の問題点等を踏まえ、今後、水道事業 組織として、第三者委託制度や指定管理者制度、地方独立行政法人制度などどのような経営 上の選択肢があるのかを検討。
- その結果、新たな概念での統合・広域化が最も有効かつ現実的な選択肢。
- ・ その後、中間報告を受けて、県・市町村等で統合・広域化の効果や県・市町村の役割を中心に議論が進められた。
- ・ 市町村等からも統合・広域化の効果を前向きに捉える意見も多く、委員会としては新たな 概念での統合・広域化のスキーム及び手順を提言として提示。

### 統合・広域化の基本的な考え方

中間報告に対する市町村等からの意見が出された。それに答えつつ、中間報告では検討途中となっていた論点等も含め委員会としての意見をまとめ、提言の基本的な考え方とする。

### 1 県と市町村の役割

・ 県と市町村の役割は、原則に基づいて整理。県は広域的な水源の確保及び用水供給を担う。 市町村は基礎自治体として住民に身近な水道事業の事務責任を担う(県営水道の給水区域も 同様)。こうした考え方に基づき、統合・広域化に当たっての組織・費用負担等を設計。

#### 2 水道料金・受水料金

- ・ 統合・広域化は、一律の料金を前提で考える必要は必ずしもない。地域間で合意が得られるまでは、水道料金や受水料金は従前の事業体単位での原価計算による料金設定も考えられる。なお、受水料金については、県民全体に水源を公平に担保するため、県民が共同で一定の負担をすることが望ましいことから将来的には同一の料金を目指す。
- ・ 統合・広域化は、料金格差の解消そのものが目的ではないが、コスト縮減による将来的な料金格差の縮小を期待していることから、統合後はスケールメリットを活かして、さらなるコスト縮減の経営努力により、将来の水道料金・受水料金の低減あるいは上昇を抑制。

#### 3 県営水道

- ・ 県営水道は、県内において給水人口・給水量の約5割を占める、既に統合効果を発現している事業体であり、また、県営水道の有する全国的にも高い経営・技術水準を県民の貴重な財産として活かしつつ、統合・広域化を進めていくために県営水道は上下分離しない。
- ・ 県営水道が給水する11市2村は県営水道の経営に参画。現行の水道業務を大きく変えることなく、円滑な移行を図るため、当面は、県営水道は県営を維持し(地方自治法上の)事務委託方式をとる。
- ・ 将来的には、県と市町村の役割分担を踏まえ、共同経営方式(企業団営等)に移行。

#### 4 統合・広域化の進め方

- ・ 今後の統合・広域化は、地理的・地勢的に離れた事業体間での統合である場合が想定されることから、経営面の統合等ソフト面を中心に進める。当然ながら、施設を中心としたハードの統合による事業の効率化・合理化の可能性がある場合には、それも含めて検討を行う。
- ・ 水道を取巻く環境の大きな変化に対応するべく、一刻も早い統合・広域化を推進するため、 合意の得られた地域から段階的に統合。
- ・ ただし、北千葉地域等合意が形成されていない地域は、引き続き十分議論することが必要。
- ・ 統合・広域化を進めるのに併せて公的管理の下、維持管理面等で民間を活用することも 重要。

### 県内水道の統合・広域化の手順

- ・ 県・市町村の共同経営方式による県内水道の一事業体化に向けて、統合・広域化の基本的な 考え方を踏まえつつ、現実的な選択肢として段階的に統合を進める。
- ・ 県内水道の全体のレベルアップを図るためには、全国有数の経営・技術水準を有している 県営水道を核として統合・広域化を進めることが有効であり、また、千葉県は非常に地域差が あることから地域を超えた用水供給の水平統合の方が、地域ごとの垂直統合よりも統合による レベルアップを全県的に及ぼすことができる。県営水道を核とした用水供給の水平統合を進め るべきである。
- 1 短 期(~5年後)[用水供給事業体の水平統合、県営水道に並存する事業体の統合]
- ・ 統合を希望する地域は、関係市町村等・県による統合協議会を設置し、統合・広域化に向けた 具体的な計画を策定し、5年以内を目処に統合を進める。

### (1)用水供給事業体の水平統合

### ア 基本的な統合の方向

統合を希望する地域から用水供給事業体を順次現行の県営水道に統合する。併せて当該地域 は、末端水道事業体の水平統合を推進。

### イ 統合の条件

#### 【組織等】

- ・ 用水供給事業の水平統合については、地理的・地勢的条件から施設の統合が困難な場合も あり、まずは経営面を中心とした統合を進める。
- ・ 統合後直ちに受水料金を統一する必要はない。将来的には地域間の合意を得て同一料金と することを目指す。
- ・ 統合後の用水供給事業は、サービス水準の向上、経営の効率化に努め、統合効果がいち 早く実現するよう最大限の努力。特にコスト縮減による受水料金の引き下げに努力。
- ・ 用水供給事業体の資産や債務は原則として統合後の事業体へ無償で承継。
- ・ 用水供給事業体を水平統合した地域においては、末端水道事業体の統合にも取り組み、 事業規模の確保と運営の効率化に努力。

### 【財政措置等】

- ・ 県と市町村の役割の基本的な考え方を踏まえ、用水供給事業を県営に移行した地域については、市町村水道総合対策事業補助金を廃止。
- ・ 県は、市町村水道総合対策事業補助金を廃止した後は、県営化した用水供給事業体に対し、 広域的な水源を担保するための基準内繰出しを行う。ただし、同補助金廃止後、当面 5 年間 は受水費を低減する高料金対策として同補助金と同等の額を目処に繰出す。
- ・ 市町村一般会計は、用水供給事業への繰出しの負担が不要となる。市町村水道総合対策 事業補助金が廃止された後も、水道料金に影響を与えないよう、末端の水道事業会計に対し て必要な繰り出しを行う等の対策を講じる。

### (2) 県営水道に並存する事業体の統合

### ア 基本的な統合の方向

- ・ 県営水道が給水している11市2村では、一行政区域内に県営水道と市村営水道が並存している市村が存在するため、県営水道の占める割合が大きい市村を中心に末端水道事業の 県営水道との統合を進める。
- ・ 県と市町村の役割を明確にしつつ、円滑な統合を図るため、市村から県への事務委託方式 とする。(11市2村のうち統合に関係しない市村(現に水道事業を行っていない4市を 含む)も併せて事務委託方式に移行する)

#### イ 統合の条件

- ・ 統合後、直ちに水道料金を統一する必要はない。
- ・ 末端水道事業体の資産や債務は県営水道へ無償承継又は貸与。
- ・ 県営水道に市村営水道を統合する場合は、県営水道が給水する区域と市村営水道が給水 する区域の両方について水道事業を事務委託することとし、委託費用は両区域の水道事業に 要する経費(一般会計繰出額)を基に算定する。県営水道が給水する区域のみについて水道 事業を事務委託する場合は、委託費用は県営の区域の水道事業に要する経費(一般会計繰出 額)を基に算定する。

### 2 中 期 [県・市町村の共同経営方式による県内水道の一事業体化に向けた統合]

- ・ 現時点で用水供給の統合を希望していない地域についても、合意がなされ次第、速やかに 県営水道へ統合。
- ・ 県内の水道事業体間の人事交流を促進。また、他都県の水道との広域連携や人事交流等 も検討。
- ・ 県営水道が給水している区域において、事務委託への転換が進み、県と市町村の役割が明確化された時点で、その他地域についても末端水道事業の用水供給事業(県営水道)への統合を進める。その際に、併せて県・市町村の共同経営方式(企業団営等)に移行する。

### 3 長 期(~20年後)[県・市町村の共同経営方式による県内水道の一事業体化]

・ 県と市町村の役割分担を踏まえた経営主体(企業団営等)により、今後20年以内に県内 水道の一事業体化を目指す。また、将来的には首都圏水道を指向。

その理由としては、

全県レベルの事業体にまとめあげることにより、スケールメリットを十分活かした経営の効率化が図られ、また、高い経営・技術水準を全県的に発揮し、全国にも誇れる水道 事業を実現することができる。

水平統合と垂直統合の双方の効果が期待できる。

なお、効率化の努力が全体の経営状況に現れるような工夫をしていくことが必要。

### おわりに

- ・ これからの千葉県内水道として、県・市町村の共同経営方式による県内水道の一事業体化 を示すとともにそれに至るまでの道筋を示した。
- ・ 今後は、本提言を基に、早期に統合・広域化に向けた取組を進めてもらいたい。
- ・ 高額な受水費・投資的経費により給水原価の高い九十九里・南房総地域をリーディングケースとして、県営水道と用水供給事業体の統合や末端水道事業体の広域化を進める。関係者間での統合協議会を設置し、具体的な統合計画を策定することを強く望む。
- ・ 北千葉地域など統合・広域化に慎重な意見の多い地域においても、前向きな議論を進め、 地域の合意形成に努めてもらいたい。